

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症対策については、国が緊急事態宣言の対象地域を全国に広げその期間を5月31日まで延長したが、感染の状況、医療提供体制、監視体制の3つの基準に照らし、5月25日には全都道府県が解除されたところである。

国民が感染拡大の防止に努めてきた行動の結果といえるがこれまでの様々な活動の自粛等に伴って、中小企業・小規模事業者、観光業従事者やフリーランスで働く人々等が厳しい環境にさらされている。

また、緊急事態宣言の解除に伴い、社会経済活動が本格化することで感染者が増加に転じることも懸念されることから、感染拡大の第2波、第3波の発生防止を図りつつ、仮に発生した場合でもその影響を可能な限り小さくするよう、万全の備えを固めていく必要がある。

については、国におかれては、引き続き地方公共団体と連携・協力し、「感染拡大防止対策」と「社会経済活動」とのバランスを取りながら、各地域の実情に応じた対策を一層推進していく為、次の事項について迅速に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 緊急事態宣言の解除に伴い、感染症対策の長期化も想定した「新しい生活様式」等の普及を促進し、国民の行動変容の為の積極的な対策を実施すること。併せて、厳しい経済状況が続く中、生活に困窮している国民に対する各種支援策の周知と迅速化、更なる拡充を図ること。
- 2 中小企業等を対象とした「持続化給付金」の減収要件を緩和するなど、対象をひろげ、財政支援を必要とする人や、個人事業者等にも弾力的に届くようにすること。
- 3 派遣労働者等への「雇止め」や「保証のない休業」をさせないように、事業者への指導を強化するとともに、個人で申請できる新たな休業補償策について周知し、必要な人が迅速に利用できるようにすること。
- 4 第二波、第三波に備え、医療体制を守り強化するため、感染拡大のもと、危険な経営状況に陥っているすべての医療機関に対する財政支援を大幅に増やすこと。また、感染症対策の要である保健所機能の基本的強化を図るための有効な手立てを講じること。さらに、地域におけるコミュニティ・ナース等の活動に有効な支援策を講じること。
- 5 高齢者、障がい者の生活を支える、介護・福祉事業所の経営を守るため、減収を補う支援を行うとともに、人手不足による介護崩壊を起こさない手立てをとること。
- 6 学校・幼稚園・保育所・学童保育・児童福祉施設などにおいて、密状態を解消するための財政措置を行うこと。
- 7 学校・幼稚園・保育所・学童保育・児童福祉施設及び公民館等の公共施設におけるウイルス除去対策として PM0.1 対応の空気清浄機を設置するための予算措置。

- 8 学校施設における特別教室等のエアコン未設置の教室に新規にエアコンを設置の為の予算措置。
- 9 大学、専門学校等の休校や入校禁止、オンラインの授業等への負担に加え、学費負担やアルバイトが出来ず、生活への深刻な影響もでており、すべての学生を対象とした学費負担軽減や緊急の給付金措置、奨学金の拡充や返済減免等を行うこと。
- 10 雇用確保と経済の再活性化の為の内需の拡大と、必要な物資・資材の国内調達を可能にする為の中国シフトの根本的な見直し。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 6 月 24 日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
文部科学大臣	萩生田光一	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
農林水産大臣	江藤 拓	殿
経済産業大臣	梶山弘志	殿
国土交通大臣	赤羽一嘉	殿
内閣官房長官	菅 義偉	殿
内閣府特命担当大臣	西村康稔	殿
内閣府特命担当大臣	北村誠吾	殿

京都府大山崎町議会